

令和7年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第147号	令和7年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）	可決 (全員一致)	
議案第150号	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第151号	宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第152号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	11月26日
議案第153号	宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第154号	宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第155号	宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第167号	和解することについて	可決 (全員一致)	12月16日

審査の状況

① 令和7年11月20日 (議案審査)

・出席委員	◎三宅 浩二	○末永 やよい	伊庭 聰	大島 千都世
	川口 じゅん	北野 聰子	桑原 健三郎	みとみ 智恵子

② 令和7年11月26日 (議案審査)

・出席委員	◎三宅 浩二	○末永 やよい	伊庭 聰	大島 千都世
	川口 じゅん	北野 聰子	桑原 健三郎	みとみ 智恵子

③ 令和7年12月16日 (議案審査)

・出席委員	◎三宅 浩二	○末永 やよい	伊庭 聰	大島 千都世
	川口 じゅん	北野 聰子	桑原 健三郎	みとみ 智恵子

④ 令和7年12月17日 (委員会報告書協議)

・出席委員	◎三宅 浩二	○末永 やよい	伊庭 聰	大島 千都世
	川口 じゅん	北野 聰子	桑原 健三郎	みとみ 智恵子

(◎は委員長、○は副委員長)

令和7年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第147号 令和7年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）

議案の概要

補正後の令和7年度宝塚市病院事業会計予算

業務の予定量

年間患者数及び一日平均患者数などの補正

収益的収入及び支出

病院事業収益の予定額 142億4,903万8千円(2億6,420万4千円の増額)

病院事業費用の予定額 149億9,113万7千円(7億7,330万8千円の増額)

- ・入院収益及び外来収益を計2億6,420万4千円増額するもの
- ・給与費、材料費及び経費を計4億8,691万1千円増額するほか、令和5年度に一般会計から病院事業会計へ繰り出した補助金の精算のため、特別損失を2億8,639万7千円増額しようとするもの

資本的収入及び支出

資本的収入の予定額 12億340万1千円(7億2,500万円の増額)

資本的支出の予定額 19億4,150万5千円(5,500万円の増額)

- ・医療機器整備と経営改善推進事業債借入のため、企業債を7億2,500万円増額するもの
- ・医療機器整備のため、建設改良費を5,500万円増額するもの

論 点 1 産婦人科再開について

<質疑の概要>

問1 産婦人科を再開しても分娩はできないとのことだが、妊婦検診はできるのか。

市立病院で妊婦検診を受けて、出産のために里帰りすることも多いと思うが、どのように考えているのか。

答1 当面は婦人科として診療するが、妊婦検診の初期ぐらいまでは実施できるかもしれない。妊婦検診を実施するためには、助産師も必要となる。現在は助産師が1人しか在籍しておらず、検討が必要となる。

問2 分娩はしないとのことだが、どのような経緯で産婦人科を再開することになったのか。

答2 分娩を実施することになると、最低8人の医師を確保する必要があり、現実的には難しい。近隣では、川西市立総合医療センターや市立伊丹病院で周産期医療を実施している。また、本市の出生数が1,160人程度で、市内にある3つのクリニックでの出生数が2,000人程度となっている。そのような状況を鑑みると本市の周産期医療への参加は厳しいと考える。一方、現在、手術が必要な婦人科疾患に

ついては、市外の病院に全て紹介していたが、3名の婦人科の医師を確保することで手術ができるようになる。まずは婦人科から再開できるよう準備している。

問3 子宮や卵巣の悪性腫瘍を中心に年間50件の手術を見込んでいる根拠は何か。

答3 現在、週に1回来ている非常勤医師が来年度4月から常勤医師となる。手術数の見込みを聞いたところ、少なくとも週に1回の手術は実施したいとのことで50件を見込んでいる。

問4 婦人科を中心に再開することを市民に周知してもらいたい。同時にダビンチによる、患者の負担が少ない手術も可能であることを広報してもらいたいと考えるが、どうか。

答4 ダビンチが全ての分野に対応できるわけではないが、今までになかった最先端の手術ができるようになる。また、ダビンチを使える医師が来るため、そのような技術が享受できることも周知していきたい。

問5 入院費や手術費など産婦人科の損益分岐点はどのあたりだと考えているか。

答5 収益に対して、人件費、薬品費などの経費を30%と想定し、機器の減価償却費も含めて計算すると1日当たり5人の入院で分岐点になるとを考えている。入院患者が3人だと2,200万円の赤字、7人になると2,200万円の黒字になると見込んでいる。経費の見直しなども必要なので想定どおりにはならないかもしれないが、適切に対応したいと考えている。

論 点 2 看護師出向の受入れについて

<質疑の概要>

問1 近畿中央病院から受け入れる看護師はどのような配置になるのか。また、勤務条件等の調整機関はあるのか。

答1 配置については、現在稼働している病棟に配置する予定としている。1病棟当たりの看護師数は増えるが、市立病院の職場文化や人間関係などの社会化を進めていきたい。来年7月1日を目指として再編成を実施したいと考えている。また、看護部には新人の教育のため、新人看護教育委員会を設けているが、同様に既卒者サポート委員会があり、経験者の職場適応を病院全体でサポートしたいと考えている。

論 点 3 収益について

<質疑の概要>

問1 外来単価、入院単価が上がった要因は何か。

答1 外来単価については、主として注射料、薬品費の上昇による。入院単価についても同様だが、DPCの包括対象になる診療報酬及び急性期充実体制加算の算定を開始し、単価が3千円以上上昇している。外来単価は抗がん剤など薬品費の増額によるもの、入院単価は経営改善に向けて取り組んだ結果だと考えている。

問2 特別損失の計上について、一般会計経営支援補助金は返金する予定だったものなのか。

答2 令和5年度及び令和6年度の財源不足の補填として8億円を計上していた。元来、令和6年度の決算が確定した時点で清算するとして、交付決定していたものである。

問3 企業債の償還計画について、以前の経営強化プランでは令和8年度も令和9年度も資金残高がマイナスであったが、今回はプラスになっている。好転した理由は何か。

答3 経営改善推進事業債6億7千万円を借り入れたこと、経営が若干好転したこと、資本的支出が若干減少したことなどが理由である。

＜論点外の質疑の概要＞

問1 閉鎖病棟の再開に当たり、1日当たり30人の入院患者数増加を見込んでいるが、根拠は何か。

答1 経営強化プランにも示しているが、89%程度の稼働率を目指している。現在、328床のうち280床程度が埋まっており、閉鎖病棟を再開すると病床数は350床になる。そのうち310床程度埋めたい。概ね1割程度の増を想定しており、各診療科で考えると、例えば20床程度埋まっている診療科であれば、その1割の2床を確保することを目指す。それほど大きな負担にならないと考えている。

委員間討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和7年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第150号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

福祉医療費助成の受給資格などのうち、所得の要件について、規則で定めることができるように改めるほか、身体障害者福祉法施行規則に規定する障害程度の等級について、1級から4級までと定めているところ、1級から3級までに改めるため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 受給資格などの所得要件の規則委任について

＜質疑の概要＞

問1 所得要件について条例から規則に定めることに変更すると、議会で審議がされなくなるが、今後、どのように情報共有を図っていくのか。

答1 規則については、インターネットなどで公開するものを確認することは可能である。これまでも所得要件は県の要綱に準じて条例改正を実施しており、恣意的な改正などは行わない。

問2 規則に変更することのメリット・デメリットは何か。

答2 メリットとしては、県の要綱改正周知等のタイミングにより施行期日がずれることで市民サービスに影響が出るおそれが、規則となることではほぼなくなる。

デメリットは、市議会での審議がなくなることだが、それ以外は市民に対する影響はない。

論 点 2 障害程度の等級から4級を外すことについて

＜質疑の概要＞

問1 福祉医療費助成対象として3級が残った理由は何か。

答1 3級も市の単独事業になるため議論してきたが、県下で4級を対象としている自治体はほとんどなく、県下の状況に合わせて4級の廃止にとどめた。

問2 今後、対象から外れる当事者にどのようにアプローチしていくのか。

答2 条例改正の議決後、対象者に個別の案内通知を送り、今回の件についての意見や相談対応のための専用コールセンターを設置する予定である。

問3 3級、4級は市の単独事業とのことだが、1級、2級についてはどうか。

答3 この事業は、県と市との共同事業となっている。県の制度では、身体障害1級、2級や、精神及び知的障害を対象としている。身体障害1級、2級については、県と市でそれぞれ2分の1を負担している。

問4 西宮市は身体障害者手帳4級の方も入院のみ障害者医療費助成の対象となっているが、本市でも4級を除外する経緯の中で、入院は対象として残すなどの話合いはあったのか。

答4 今回の条例改正に当たり、入院についての議論もあった。しかし、市の財政状況が年々悪化しており、市議会からも緊急事態宣言を求める決議がなされた現状においては、県下の多くの状況に合わすべきではないかという結論に至った。

問5 4級の個別対応について、命に関わったり、等級が上がったりする場合の対象者の人数及び進捗状況は。

答5 現在透析治療を行っている可能性がある方については既に個別対応を進めている。4級廃止の検討に当たってレセプト分析を行い、障がいが直接的な原因となっている診療があまり多くないことを確認した上で、今回の廃止に踏み切ったが、実際には障がいが直接的な原因で治療を受け、結果医療費が多くかかっている方はいると考えている。可能かどうかも含めての検討になるが、今後、そのような方を抽出して、国や県等の他の支援策が行えないか検討していきたい。なお、そのような方が何名いるかは現在のところ不明である。

問6 コールセンターとは、4級が助成対象外になることについて専門に対応するのか。また、設置時期や相談担当者はどうするのか。

答6 条例改正を伴うため議決後の対応となるが、1月下旬以降に個別通知予定であり、コールセンターも同時期設置を考えている。現時点では、担当課以外の応援も含めた職員による丁寧な対応に努めたい。

問7 4級対象となる治療や治療薬で、命に直結するものはあるか。

答7 人工透析は命に直結する。対象になると思われる方4名のうち、2名については1級に等級変更を行った。残る2名についても丁寧に対応していく。

問8 福祉医療費助成制度以外で補えるサービスは何があるか。

答8 障害福祉サービスの自立支援医療や、指定難病制度の特定医療費などがある。そのような制度の案内を同時に行っていきたい。

問9 対象から外れる当事者や周りでサポートする人にも分かりやすい相談体制にできないか。

答9 現在、障がいの方の相談を受ける機関として基幹相談支援センターを設けていく。地域にある障害者支援事業を実施している施設や地域包括支援センター等でも声を拾い上げて支援につなげていきたいと考えている。

＜論点外の質疑の概要＞

問1 補助を受けることが妥当かどうかを確認する体制について、どのように考えているか。

答1 医療費助成の仕組みから障がいに関連する治療かどうかを確認することは、現段階では難しい。不正や過剰な医療に対する助成がないか確認する体制については、今後、他市の状況も含めて研究したい。

委員間討議 なし

討 論

(反対討論)

討論1 身体障害者4級に該当する方の生活の困難や医療的負担は決して軽いものではない。また、制度上の区分が必ずしも生活実態を反映しているわけでもない。早期診断、早期治療の機会を奪うことは、結果として市民の健康とQOLを下げ、将来的には、より大きな医療費、介護費につながる可能性もあり、丁寧な議論が尽くされるべきだと考える。以上の理由から、現行制度の継続あるいは影響を受ける対象者への代替策の検討を強く求めて反対討論とする。

審査結果 可決（賛成多数 賛成6人、反対1人）

令和7年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第151号 宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
子ども・子育て支援法が改正されたことにより、特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同法第72条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴取する規定が追加されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし
＜質疑の概要＞
問1 子ども審議会の意見は尊重することが求められることだが、審議会の意見が市の見解と異なる場合、どのように対応するのか。
答1 子ども審議会の開催に当たっては、事前に府内で議題内容についての検討や審議会会长への内容説明を行い、審議会で説明を尽くしており、結果がまとまらなかつたことはない。
委員間討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和7年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

- 議案第152号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第153号 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第154号 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

(議案第152号)

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

(議案第153号)

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

(議案第154号)

国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 地域限定保育士を活用することにより、家庭的保育や小規模保育の現場における保育士の確保や配置にどのような影響があると見込んでいるか。

答1 兵庫県は地域限定保育士の活用を示していないので、現段階では県内で地域限定保育士が配置されることはない。

問2 保育所等の職員による虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務等の創設により、現在の状況がどのように変わらるのか。

答2 制度改正前は、通報への対応、事実確認等、児童の安全確保とフォローアップという流れだった。制度改正により、市町村における対応が求められる事項として、児童福祉審議会等への報告が追加される。それ以外は制度改正前と変更はない。なお、本市では、児童福祉審議会を設置していないため、同審議会の委員に相当する者として、弁護士や児童福祉の専門家に報告することになる。

委員間討議 なし

討 論 なし

審査結果

議案第152号 可決（全員一致）

議案第153号 可決（全員一致）

議案第154号 可決（全員一致）

令和7年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第155号 宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案の概要

児童福祉法が改正されたことに伴い、市町村の認可事業として位置付けられた乳児等通園支援事業における必要な基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 市町村より事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等があるが、本市はこれまで営利目的の企業の参入を認めてこなかった。今回は参入を認める方向なのか。

答1 こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を目的としたものである。保護者にとって利用しやすい制度となるように施設類型を問わず、多様な主体の参画を認める観点から、今回制定する条例において、定められた基準を満たした上で、適切に事業を実施できる事業者であると判断できた場合は、認可する方向で考えている。

問2 こども誰でも通園制度の開始に当たり、どのようなリスクや課題を認識し、今後どのように対応策を検討していくのか。

答2 保育室や職員の確保に課題があると聞いている。営利法人の参入については、社会福祉法人の審査に加えて、対象法人が経済的基礎や社会的信望を有するか、実務を担当する職員が社会福祉事業に関する知識や経験を有するかということも併せて審査し、安定的で継続的な事業の実施が可能かを判断していきたい。

問3 こども誰でも通園制度の一日の利用時間に上限はあるのか。また、複数の施設を利用する場合の時間管理をどのように行うのか。

答3 最低1時間からの利用で、1時間以上となる場合は30分単位で延長ができる。一日の利用上限は特に定めていない。

複数施設を利用する場合の管理については、国が構築している総合支援システムにより、1人の子どもに対する総合の利用時間数を確認できるようになっていく。

問4 こども誰でも通園制度の事業者応募の見込みはあるのか。

答4 本事業について、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所への意向調査及び私立幼稚園への聞き取り調査を行った結果、2つの認可保育所から来年度より実施の意向があると回答があった。また、現在数か所の私立幼稚園より実施について相談を受けている。

問5 乳児等通園支援事業の職員の基準に、「保育士以外の保育従事者は子育て支援員研修を修了した者」とあるが、子育て支援員及び子育て支援員研修とはどのようなものなのか。

答5 兵庫県が実施している研修で、子育て支援に関する基礎知識を習得するための基本研修と、地域保育などの特性を踏まえた専門研修がある。この研修を受講し、兵庫県の認定を受けた人が子育て支援員である。

問6 本事業の市の財政負担は、どの程度を見込んでいるか。

答6 現時点では国からの詳細が示されていないため、具体的な費用の算出は困難な状況だが、国から示される基準が明らかになり次第、速やかに費用の精査を行っていきたい。

問7 こども誰でも通園制度は継続的に子どもを預かる事業ではないが、子どもの安全対策や保育内容の充実の方向性についてどう考えるか。

答7 安全面については、施設側に安全計画の策定を義務づけている。また、施設の安全面や衛生面の現地確認など、定期的な指導監査を実施し、適正に運営できているか把握していきたい。

問8 こども誰でも通園制度と一時預かり事業との違いは何か。

答8 一時預かり事業は、保護者の仕事や病気、リフレッシュなど、保護者の立場からの必要性が生じて一時的な保育ができないときに利用できる制度である。こども誰でも通園制度は、子どもの成長の観点から利用するものとなっている。

問9 実施施設が特定の地域に偏った場合はどうするのか。

答9 地域を限定して事業者を募集するなど検討したい。

委員間討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和7年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第167号 和解することについて

議案の概要

令和2年に発生した市立中学校における体罰事案に関して、神戸地方裁判所から和解案が示されたことを受け、相手方に対して解決金として350万円を支払う内容で和解しようとするもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 和解の内容については、双方納得した上でのことか。

答1 双方合意した上での和解である。

委員間討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）